

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
横手市	増田地区(増田・八木・戸波、亀田、西成瀬)	令和3年2月16日	令和6年7月16日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1,178ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	663ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	541ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	200ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	88ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	92ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

アンケート回答者の耕作面積の約8割が60才以上となっており、高齢化が進んでいる。  
また、アンケートに回答した60才以上のうち後継者がいない又は不明の耕作面積が約5割となっており、将来の事業承継が円滑に行われるか不安がある。  
規模拡大を希望する経営体はあるが、大規模拡大を希望しているものではないため、高齢化等による規模縮小や離農した場合の受け手の確保が問題となってくる。  
中山間部の農地は小規模、不整形地も多い状況にあり、地区の高齢化・過疎化が進み、遊休農地の増加が懸念される。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担い、新規就農者等の掘り起こし、他地区からの経営体の受入れを促進することにより対応していく。  
増田・八木・戸波、亀田においては農業法人の設立、西成瀬においては、遊休農地対策を促進する。  
また、現在の中心経営体の高齢化による事業承継への取組を推進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○事業承継への取組方針

中心経営体の高齢化に対応するため、後継者への意向を確認しながら事業承継への取組を行う。

○台風や雪等の自然災害への取組方針

耐久性の高い資材や防風設備の導入により自然災害に強い圃場作りに取り組む。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

電気柵の適正な設置及び管理、圃場周辺の環境整備に取り組む。

猟友会等の関係機関と連携し、捕獲を推進する。